

令和4年12月7日

旭川市長 今津寛介様

旭川市雪対策審議会

会長 大野剛志



雪対策を推進する条例について（答申）

令和4年3月30日付け旭雪対第123号で諮問のありました雪対策を推進する条例について、条例制定の是非及び盛り込むべき内容に関し審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

貴職におかれましては、この答申を踏まえ、より一層の雪対策の推進に努められたい。

雪対策を推進する条例について

答 申 書

令和4年12月7日

旭川市雪対策審議会

1 雪対策を推進する条例の審議について

当審議会は、雪対策の推進に関する基本的な計画その他重要な事項について調査審議するため令和2年12月に設置され、「旭川市雪対策基本計画」の改定に当たって、持続可能な除排雪体制の確保に向けた課題の抽出や見直しの方向性等について審議を行い、本年1月に取りまとめたところです。

本年3月に諮問を受けました、雪対策を推進するための条例制定の是非及び条例に盛り込むべき内容の審議については、11月28日開催の審議会での取りまとめに至るまで5回の審議を行い、条例の必要性及び、関係法令の処分や罰則の規定と条例における行政指導や処分等の在り方など様々な論点について、慎重に議論を重ね、次のとおり結論を得ました。

(1) 条例制定の是非について

雪処理のルールの遵守やマナーの向上、市や市民、事業者が協働して雪対策に取り組むことなど、市民意識を高めることを目的に条例を制定すべきである。

(2) 条例に盛り込むべき内容について

市や市民、事業者の役割、道路への雪出しや冬期における路上駐車等の遵守すべき事項、雪出し行為への行政指導などを盛り込むこととし、「(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案」として取りまとめた。

2 「(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案」

別紙のとおり